

それって

DVじゃありませんか？

◀DV(ドメスティックバイオレンス)とは？

DVとは配偶者から受ける暴力、デートDVとは恋人から受ける暴力のことです。

◀暴力は犯罪行為であり、重大な人権侵害です

暴力とは、身体的な暴力(殴る・ける・髪をつかみ引き回す・物を投げ付ける・刃物を突き付ける)だけではなく、精神的暴力(怒鳴る・見下した言い方をする・大切にしているものを壊す・実家の家族や友人に会わせない)や経済的な暴力(生活費を渡さない・お金の使い道を細かくチェックする・仕事を辞めさせる)、性的な暴力(性行為を強要する・所有物のように扱う)なども含まれます。

DVはこれまで、周囲から夫婦げんかとして軽視され理解されないことが多く、被害が見過ごされてきました。また、家庭内で行われ、人の目に触れないことが多い上、被害者自身が明らかになることを恥じた

り、おびえたりします。そのため、第三者に訴えられないことが多く、表面化しない傾向にあります。内閣府によると、日本では女性の3人に1人が暴力を受けています。

◀DVはなぜ起こるのか

DVの加害者は、身近で大切な人との正常なコミュニケーションの取り方が分からず、暴力で相手をコントロールしようとしています。背景には、経済的優位性や、女性は男性に従うもの・男性は強くなければならないといった日本社会に昔からある考え方があります。これらがDVを引き起こす原因と考えられています。

DVを含む暴力はどんな理由があっても許されるものではありません。暴力を容認せず、誰もが安心して暮らせる社会づくりをしていきましょう。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合せおよび相談先

市女性相談ほっとライン
☎(30)4140

れることはなく、秘密は守られます。匿名でも可能です。

また、学校や保育所、医療機関などにも通告の義務があります。守秘義務のある方が通告したとしても、罰せられることはありません。

◎ご相談ください

市家庭児童相談室では、NPO法人と協働して子どもや家庭に関するさまざまな問題や子どものしつけ、発達に関する事、学校生活に関する事、家庭環境に関する事などについて相談を受け付けています。

また、主任児童委員も相談に応じます。主任児童委員は、民生委員・児童委員の中で、児童福祉を専門に担当しています。

虐待は子育て家庭だけの問題ではありません。地域で子育て家庭が孤立しないよう、皆さんの温かい見守りで多くの命を救ってください。

問合せおよび通告先(電話は24時間対応)

市家庭児童相談室
☎(30)7830
児童相談所全国共通ダイヤル
☎0570(064)000

◎児童虐待とは

児童虐待は、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長や発達を損なうもので、「しつけ」と違い、保護者の都合や感情で子どもを思い通りにしようとするものです。

具体的には、保護者が子どもを殴る・蹴るなどする身体的虐待や育児放棄などのネグレクト、無視や暴言などの心理的虐待、性的行為やアダルトビデオを見せるなどの性的虐待があります。

また、夜間子どもだけで留守番をさせることや子どもの前で配偶者に暴力を振るうこと、冬期や夜遅くに戸外に締め出すことその他、無断欠席など子どもの安否が確認できない場合も児童虐待の可能性がります。

児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告する義務が全ての国民に定められています。

◎虐待かと思ったら

虐待を受けたと思われる子どもに気がついたら、虐待の事実を確認していない場合や疑いだけの場合でもためらわず通告してください。

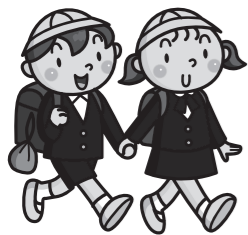
なお、通告者が誰であるか公表さ

11月15日～12月14日は「子どもの命を守るための防犯強化月間」です

市は、今年度から11月15日～12月14日を「子どもの命を守るための防犯強化月間」とし、子どもの安全・安心対策および防犯意識の高揚を図り、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

平成17年12月、大沢小学校女児殺害という大変痛ましい事件が発生しました。今年の6月に被疑者は逮捕されましたが、失われた尊い命が戻ってくることはありません。

この痛ましい事件を忘れることなく、命の尊さを再確認するため、毎年11月15日～12月14日を「子どもの命を守るための防犯強化月間」とします。防犯活動指導員やスクールガード、自主防犯団体などにより日頃からパトロールが行われていますが、子どもを犯罪から守るためには、一人一人の活動が重要です。ぜひ自主防犯団体に参加して、見守り活動への協力をお願いします。



見守り活動のポイント

- できる限り毎日行う。
- できる限り複数人で活動する。
- 帽子や腕章、上着など決められた服装があればそれを身に付け、目立つ服装で活動する。
- 通学路や公園などの安全を定期的に確認する。
- 人通りの少ない場所を見守り、時には場所を変える。
- 夕暮れ時に子どもが遊んでいるら、声をかけて帰宅を促す。
- 危険を感じたら、すぐに警察に通報する。



くわしくは

生活安全課 ☎(21)5112

SIDSから赤ちゃんを守りましょう

～11月は「乳幼児突然死症候群(SIDS)」対策強化月間です～

SIDSとは、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく、睡眠中に突然死亡する病気です。

原因はまだわかっていませんが、次の3つを守ることで、発症の可能性を小さくできることがこれまでの研究で明らかになっています。

①うつぶせ寝を避ける



うつぶせに寝かせた方が、あおむけの場合に比べてSIDS発症率が高いことが分かっています。あおむけで寝かせることは、窒息や誤飲などの事故を防ぐ上でも有効です。

②タバコをやめる



タバコはSIDS発症の大きな危険因子です。両親が喫煙する場合、SIDSの発症率が高くなるという調査結果もあります。

両親はもちろん、身近な人にも理解を得るなどして、赤ちゃんの

そばでの喫煙は避けてください。

③母乳で育てる



母乳で育てられている赤ちゃんは、人工栄養(粉ミルクなど)で育てられている赤ちゃんに比べて、SIDSの発症率が低いという調査結果があります。人工栄養がSIDSを引き起こすものではないかもしれませんが、可能な限り母乳で育てましょう。

◆

これらはいずれもSIDSの直接の原因ではありませんので、必要以上に不安に思う必要はありませんが、日頃の子育てを再確認し、おおらかな気持ちで子育てをしましょう。



くわしくは

子育て支援課 保育係
☎(21)5186